

令和7年12月10日

高知市長 桑名龍吾  
(高知市総務部契約課物品契約担当)

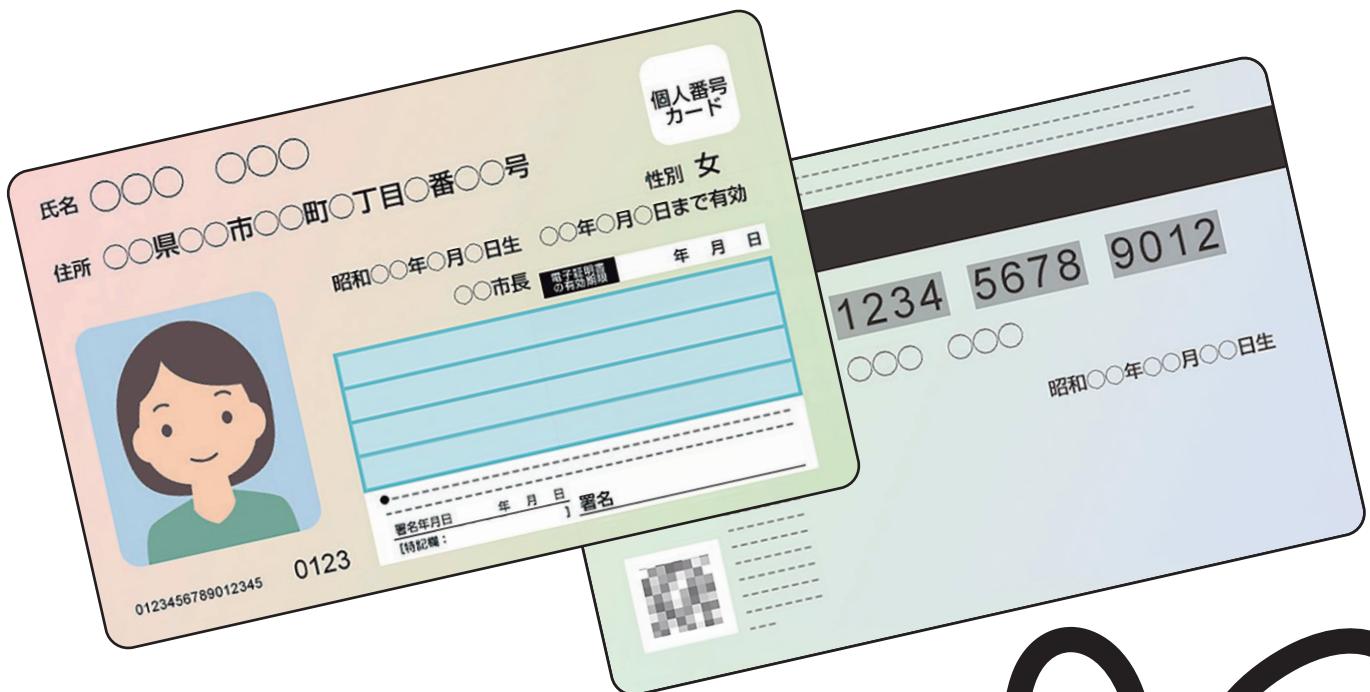
オープンカウンター方式(自由参加型競争見積)による物件調達について

案件番号	7-91
発注形態	製造の請負
案件名	マイナンバーカードガイドブック
数量等	15,000部
納入期限	令和8年1月16日(金)
納入場所	高知市役所本庁舎中央窓口センター 高知市本町5丁目1番45号(本庁舎1階)
仕様・規格等	別紙仕様書のとおり
見積参加者の資格要件	ア 物品の買入れ等におけるオープンカウンター方式(自由参加型競争見積)の実施に関する要領第4条第1項に規定する参加者資格要件を満たす者 イ 地域要件が「市内業者」、「準市内業者」又は「県内業者」である者 ウ ア・イのうち物件等競争入札参加資格者名簿において営業種目における区分が「一般印刷(0301)」で登録している者
見本の閲覧	見本は契約課にあります。
質疑	提出期限: 令和7年12月12日(金) 12時00分まで 提出先: 中央窓口センター 質疑回答は、質疑書提出締切日の翌開庁日中に総務部契約課執務室において閲覧に付すとともに契約課インターネットホームページに掲載します。
見積書提出期間	令和7年12月16日(火)から令和7年12月17日(水) 15時00分まで
見積書提出場所	高知市役所本庁舎3階 契約課 物品・業務委託契約担当
備考	(1) 見積書は、所定の様式(別記様式)を使用してください。代表者印の押印は省略可能です。また、代表者印の有無に関わらず、見積書原本の提出は不要とします。 (2) 見積書はFAX又は持参してください。FAXにより見積書を提出した場合は、必ず契約課に到達確認をしてください。 (3) 本案件は、契約書を作成する場合電子契約が可能であるため(請書による場合を除く。),希望する場合は、見積書提出時に『別記様式「電子契約利用承諾書」』を電子メールの方法により契約課(kc-050500@city.kochi.lg.jp)に提出してください。(※『別記様式「電子契約利用承諾書」』:契約課ホームページ-お知らせ-電子契約サービスの導入について) (4) 競争見積の結果(決定業者名及び決定金額)については、契約相手方が決定し次第、速やかに契約課執務室において閲覧に供するとともに契約課ホームページに掲載します。なお、決定業者の方には電話にて連絡のうえ、FAXで決定通知書を送付します。 (5) その他の条件等については、「物品の買入れ等におけるオープンカウンター方式(自由参加型競争見積)の実施に関する要領」に示すとおりとします。
調達依頼課	中央窓口センター TEL:088-823-9455 FAX:088-823-9968 担当:明神・佐竹
契約事務担当	契約課物品・業務委託契約担当 TEL: 088-823-9414 FAX: 088-823-9496

## 仕様書

- 1 品名 マイナンバーカードガイドブック
- 2 数量 15,000 部
- 3 ページ数 8ページ
- 4 仕様  
(1) サイズ A4 (210mm×297mm)  
(2) 紙質 マット、四六判 70.0kg  
(3) 刷色 両面フルカラー  
(4) 仕上がり 中綴製本仕上げ
- 5 原稿 別紙のとおり (PDFデータ提供)
- 6 校正 要校正
- 7 納期 令和8年1月16日(金)
- 8 納品場所 15,000部  
高知市中央窓口センター  
高知市本町5丁目1番45号(本庁舎1階)
- 9 納品方法 (1)印刷物  
• 100部ごとに帶で束ね、200部ごとにクラフト紙等の丈夫な紙で包むこと。  
• 輪ゴム等、劣化による汚損のおそれのある物品の使用を避けること。
- 10 版権等 校了後の版下データの著作権・版権については、高知市に帰属するものとする。
- 11 その他 本仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。
- 12 再委託について  
印刷製本の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承認を得た場合はこの限りでないが、再委託先は、県内に本社若しくは本店を有する業者又は県内に支社、営業所等を有し、当該支社、営業所等で印刷製本業務を行うことが可能な業者に限るものとする。
- 13 問合せ先 高知市中央窓口センター マイナンバー交付担当 明神・佐竹  
TEL : 088-823-9455 FAX : 088-823-9968  
Email : kc-101300@city.kochi.lg.jp

# マイナンバーカード ガイドブック



## II TOPIC II

- 有効期限について ..... 2
- 暗証番号について ..... 2
- マイナンバーカード  
について ..... 4
- 使ってみよう！  
マイナンバーカード ..... 6
- マイナンバーカードの  
紛失／住所変更／再交付  
について ..... 8



# 有効期限について

## 1 設定される有効期限

マイナンバーカードには、2つの有効期限があります。

- ①マイナンバーカード
- ②電子証明書



	マイナンバーカード	電子証明書
成年(18歳以上)の方	10回目の誕生日	5回目の誕生日
未成年の方	5回目の誕生日	5回目の誕生日

※在留期限の定めがある外国人の方は、在留期限がマイナンバーカードおよび電子証明書の有効期限となります。  
※電子証明書は、ご本人の希望により、隨時失効させることが可能です。

## 2 更新

有効期限の約3か月前に更新のお知らせがご自宅に届きます。



### マイナンバーカードの有効期限を迎える方

新しいマイナンバーカードを申請するための申請書や郵送申請用の封筒が同封されています。顔写真をご用意の上、インターネットまたは郵送等で新しいカードを申請してください。

市役所から交付通知書（はがき）が届きますので、住民票のある市区町村の窓口へ受け取りにお越しください。

### 電子証明書のみ有効期限を迎える方

新しい有効期限の電子証明書を発行しますので、マイナンバーカードをお持ちの上、住民票のある市区町村の窓口にお越しください。有効期限3か月前の翌日から、お手続きいただけます。

更新後の電子証明書の有効期限は、原則マイナンバーカードの有効期限と同じ日になります。

電子証明書の有効期限が経過しても、マイナンバーカードの有効期限内であれば、引き続き本人確認書類としてご使用いただけます。

# 暗証番号について

設定した暗証番号は、他人に知られないように十分注意してください。

※暗証番号が他人に知られた場合は、暗証番号の変更を行ってください。

署名用電子証明書用の暗証番号は**5回**、その他の暗証番号は**3回**連続して間違えるとロックがかかります。



暗証番号について

詳しくはこちら

## 1 暗証番号を使うとき

### ①署名用電子証明書用(6~16桁の英数字)

確定申告をインターネット経由で行うe-tax、ふるさと納税、パスポートのオンライン申請、引っ越しワンストップサービス手続き、インターネット上の本人確認等に使用します。

※15歳未満の方および成年被後見人の方は設定しません。

### ②利用者証明用電子証明書用(4桁の数字)

コンビニでの各種証明書(住民票の写し等)の取得、マイナポータルへの接続や医療機関・薬局での保険証利用等に使用します。

### ③住民基本台帳用(4桁の数字)

転入手続きや、住所・氏名等に変更があった場合にカードのICチップ内的情報書き換え、また、窓口での本人確認等に使用します。

### ④券面事項入力補助用(4桁の数字)

ICチップに記録されている4情報(氏名・住所・生年月日・性別)を読み取って電子申請の画面に自動的に転記させるために使用します。

※利用されるサービス(e-taxなど)によってはJPKI利用者ソフトが必要となりますので、ダウンロードサイトをご覧ください。



JPKI利用者ソフト

[詳しくはこちら](#)

## 2 暗証番号を忘れたときやロックがかかったとき

住民票のある市区町村で暗証番号を初期化します。

マイナンバーカードと本人確認書類1点をお持ちの上、窓口へお越しください。

コンビニで署名用電子証明書・利用者用電子証明書のみ  
暗証番号を初期化できます。

各電子証明書の暗証番号を初期化する場合、必要な暗証番号は以下の通りです。

- 署名用電子証明書の初期化を希望する場合→利用者証明用電子証明書の暗証番号が必要
  - 利用者証明用電子証明書の初期化を希望する場合→署名用電子証明書の暗証番号が必要
- マイナンバーカード対応のスマートフォンや専用のアプリケーションのインストールが必要となりますが、市役所への来庁が不要で、平日夜間や土日も手続きができます。

詳しくは、公的個人認証サービスポータルサイトをご覧ください。



公的個人認証サービス  
ポータルサイト



# マイナンバーカードについて

おもて面



うら面



## ①マイナンバーカードの有効期限です。

※有効期限の約3か月前に更新のお知らせがご自宅に届きます。

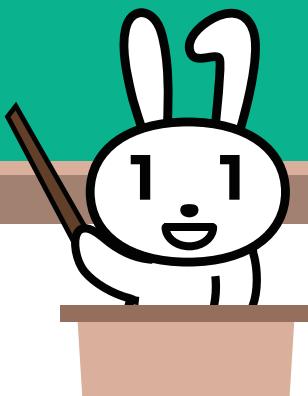
## ②電子証明書の有効期限です。

※有効期限の約3か月前に更新のお知らせがご自宅に届きます。

## ③住所や氏名など券面に記載されている内容に 変更があった際に新しい情報を記載します。

※ご自身では何も書かないようお願いいたします。

## ④あなたのマイナンバーです。



## 1 マイナンバーカードのコピーについて

本人確認の際には、マイナンバーを見せないようにしましょう。

マイナンバーカードは顔写真付きの本人確認書類として広くご利用いただけます。その際、カードの「おもて面」は、所有者が同意する場合に限り、どなたでもコピーすることが可能ですが、「うら面」に記載されている「マイナンバー」は、社会保障分野や税分野等における手続きで、国の行政機関や地方公共団体、健康保険組合、勤務先、金融機関などに限りコピーが許されています。

## 2 取扱いのご注意

マイナンバーカードは、ICチップとアンテナなどの電子部品を内蔵した精密機器ですので、カードの取扱い方法によっては故障する可能性があります。カードの保管や使用にあたっては、次の点に十分注意していただくようお願いします。

これらの理由により、マイナンバーカードの読み取りができず再発行する場合は有料になりますのでご注意ください。

### 高 温

カードが熱で変形したり、内蔵されている電子部品が故障する場合があります。



### 物理的な力

内蔵されている電子部品が故障する場合があります。



### 強い磁気

カードの裏面にある磁気ストライプの磁気情報が消失する場合があります。



### 薬品や液体

カードの顔写真がはがれるなど券面情報が損なわれる場合があります。



### その他

- ・乳幼児の手の届かないところに保管してください。
- ・塩化ビニール樹脂製のパスケースなどで可塑剤<sup>かそざい</sup>\*を含んだものと長期間一緒に保管すると、顔写真が薄くなる場合があります。

\*可塑剤は、塩化ビニール樹脂などを柔らかくするための添加剤です。



# 使ってみよう！マイナンバーカード

## 1 マイナポータル

### まずは自分専用のサイトにつなごう！

マイナポータルは政府が運営するオンラインサービスです。子育てをはじめとする行政手続きの検索や電子申請がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを受け取れる自分専用のサイトです。



マイナポータル

詳しくは[こちら](#)

この図は、マイナポータルの主要な5つのサービス機能を示す構成図です。

- ぴったりサービス**: 子育てをはじめとするオンライン申請ができるよ！
- あなたの情報**: 税情報(所得等)・世帯情報・予防接種の履歴などが確認できるよ！
- やりとり履歴**: あなたの情報が行政機関でどのようにやりとりされたかチェックできるよ！
- お知らせ**: 「児童手当の現況届を出してください」「確定申告が始まっています」などのあなたにあったお知らせが届くよ！
- もっとつながる**: (外部サイト連携)・e-Tax・ねんきんネットなどにつながるよ！

各セクションには、かわいいキャラクターが付いています。

**利用するには？**  
**簡単3STEP！**

**必要なもの**

- ①マイナンバーカード
- ②マイナンバーカード読み取り対応スマートフォン
- ③マイナポータルAPのインストール
- ④利用者証明用電子証明書のパスワード(暗証番号)

\*パソコンから利用するには  
ICカードリーダーが必要です。

**STEP①** マイナポータルAPの「スマホでログイン」を選択！  
スマートフォン画面の操作手順が示されています。

**STEP②** 数字4桁のパスワードを入力し、マイナンバーカードを読み取る！  
スマートフォンとICカードリーダーの接続状態が示されています。

**STEP③** 利用者情報(メールアドレス)を入力して利用規約に同意し、完了を選択！  
かわいいキャラクターがスマートフォンを持っています。

**登録完了**

## 2 健康保険証としての利用

### いつもの通院等が便利になります。

- 受付……………暗証番号の入力または、顔認証で自動化された受付ができます。
- 診療・薬剤処方……………正確なデータに基づく診療・薬の処方が受けられます。
- 支払い……………窓口での限度額以上の医療費の一時支払いが不要です。
- 健康管理……………特定健診や薬の情報をマイナポータルで閲覧できます。



健康保険証利用

詳しくは[こちら](#)

マイナンバー(12桁の数字)は使いません！



マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(12桁の数字)は使われません。医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療情報がマイナンバーに紐づけられることもありません。

利用申込はカンタン！



マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込が必要です。利用の申込は、マイナポータルやセブン銀行のATMでできます。医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーでも使用申込できますが、待ち時間短縮のため、事前の申込をお勧めします。

### ③ コンビニ交付サービス

早朝、夜間、休日に!  
住民票をコンビニで取得できます!

高知市の住民票の写しと印鑑登録証明書が全国のコンビニ等で取得できます。



コンビニ交付  
詳しくはこちら

**利用できる方** 高知市に住民票があり、マイナンバーカードをお持ちの方

**用意するもの** マイナンバーカード ※4桁の暗証番号(利用者証明用電子証明書)が必要です。

**場 所** 全国の多機能端末機(マルチコピー機)を設置しているコンビニ等

**時 間** 6時半～23時(店舗開店時間内)

#### 取得できる証明書の種類と手数料

証明書の種類	手数料	注意事項
住民票の写し	300円(窓口では400円)	本人および同一世帯全員分または任意の方を選択して取得できます。
印鑑登録証明書	300円(窓口では400円)	本人登録分を取得できます。

### ④ サービス利用上の注意

マイナンバーカード受取後に電子証明書を用いたサービスを利用する場合、利用可能になるまでに時間がかかることがあります。目安時間については、下記の表を参考にしてください。

なお、**あくまでも目安の時間であるため、システムの混み具合により前後することがあります。** 時間に余裕をもって手続きをしてください。

	コンビニ交付	健康保険証利用登録	公金受取口座登録	確定申告(e-tax)
カードの交付・再交付(受取)	(平日)翌日の午前8時30分から ※土・日・祝日は翌営業日の翌日午前8時30分から	即時可能	即時可能	即時可能

#### 関連サイト

マイナンバー制度と  
マイナンバーカード

マイナンバーカード  
総合サイト

公的個人認証サービス  
ポータルサイト





## マイナンバーカードを紛失したとき

マイナンバーカードを失くした場合には、  
ただちに以下の電話番号(紛失等の場合には365日 24時間対応)に連絡し、  
マイナンバーカードの一時停止を行ってください。

【マイナンバー総合フリーダイヤル】 無料

☎ 0120-95-0178

音声ガイダンスが流れたら  
2番を押してください。

【マイナンバーカードコールセンター】 有料

☎ 0570-783-578

音声ガイダンスが流れたら  
2番を押してください。

※IP電話等でつながりにくい場合は050-3818-1250へお電話ください。

※なお、一時停止したマイナンバーカードが見つかった場合は、お住まいの市区町村の窓口で一時停止解除の手続きをしてください。

## 住所や氏名が変わったとき

### 届出の際はマイナンバーカードをお忘れなく!

お引越しや婚姻等に伴い、**住所や氏名が変わったとき**は、住民票のある市区町村の窓口でマイナンバーカードと署名用電子証明書の**書き換えが必要**です。また、お手続きには暗証番号の入力が必要ですので、事前にご確認ください。

書き換えが行われていない場合、本人確認書類としての利用や一部のオンライン申請等の手続きができません。  
高知市外から転入された方のマイナンバーカードは、書き換えをしないまま、転入届の届出日から**90日を経過すると失効**してしまいます。失効すると**再交付の手続き(手数料1,000円)**が必要になります。



## 再交付について

紛失のほか、焼失、破損、汚損、本人希望、表面の追記欄が満欄となった場合は、お住まいの市区町村の窓口で再交付の申請ができます。

	紛失・焼失	破損・汚損	本人希望 (写真変更など)	追記欄の満欄
手数料	1,000円	1,000円	1,000円	無料
持ち物	●本人確認書類 ●警察署の遺失物届の受理番号 (自宅外での紛失の場合のみ) または罹災証明書等	マイナンバーカード	マイナンバーカード	マイナンバーカード (カードがない場合は有料)



## 特急発行について

再交付理由によって、特急発行(1週間程度でマイナンバーカードを交付)申請ができます。詳しくは、お住まいの市区町村までお問い合わせください。